

第5節

知的財産立国への取組との連携

「知的財産推進計画2006」（平成18年6月8日、知的財産戦略本部決定）では、ライフスタイルを活かした日本ブランド戦略の推進のため「豊かな食文化を醸成する」という章を設けて、政府としての行動計画を取りまとめている。

具体的に、国外に向けては、生魚の調理方法等衛生の観点も含めた料理技術講習会や、外国人シェフに対する実務研修の実施による日本食人口の増加を目指し、また、国内に向けては、日本の食文化の評価や、実学的教育等による食を担う人材の育成を図るとともに、国民運動として食育を推進するなどの、官民の関係者が一体となった取組の推進が掲げられている。

このような政府の動きを受けて、民間では、平成17年4月、食品関連企業や、料理人、調理師学校の関係者、食文化研究者等から成る「食文化研究推進懇談会」が組織され、同年

7月に取りまとめられた報告書の中では、調査研究、テキストの作成といった日本食文化研究の推進のほか、「国民が正しい食生活を営み、日本の食文化のすばらしさを理解し伝えることができるよう「食育活動を強化する」等の具体的な10の行動宣言が掲げられた。

また、同懇談会では、平成18年2月に「日本食文化フォーラム」¹⁶を開催し、学識経験者、食品関係業者、料理人によるパネルディスカッションを行うなどの活動を繰り返し行っている。

政府は、民間からの各種提言も積極的に施策に反映させるとともに、こうした取組の更なる発展に必要な環境整備や支援に務めることとしている。



日本食文化フォーラムシンポジウム基調講演

第6章

食文化の継承のための活動への支援等

16 平成18年2月9日、東京において、シンポジウム、レセプションの2部構成からなる「日本食文化フォーラム」が開催された。レセプションでは、都道府県から地元の伝統食が提供された。

コラム

我が国が誇る知的財産としての日本食文化

「食育推進計画」の中に、「知的財産立国への取組との連携」という項目があることに、違和感を覚えた方は多いのではないのでしょうか。このコラムでは、「知的財産立国」とは何なのか、また、「知的財産立国への取組」と「食育」の関係について解説したいと思います。

「知的財産」とは、発明や創作のような人間の創造的活動により生み出されたものの総称であり、このような知的財産を戦略的に保護・活用して我が国を強くする国家戦略が「知的財産立国」です。

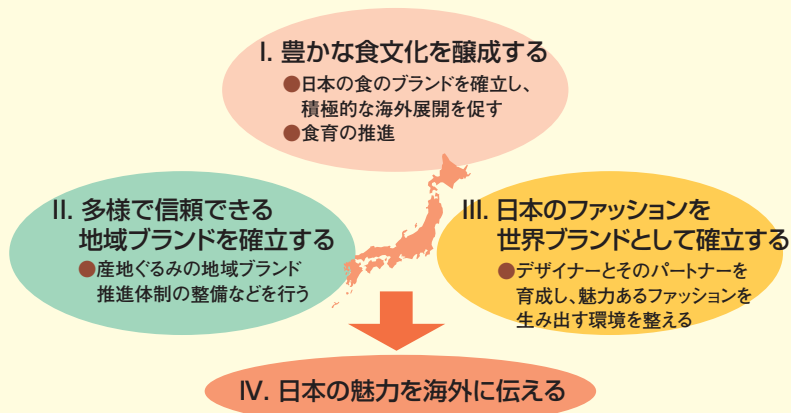
日本の食は、「安全・安心」、「ヘルシー」、「高級・高品質」、「スタイリッシュ（美的）」ということで、近年、世界中で人気となっています。新鮮で豊富な農林水産物を背景として、伝統的な日本料理を基礎に、日本の生活文化と、諸外国の調理方法や味つけを上手に取り入れながら、伝統と創造を融合させて築き上げられてきた日本の食文化は、まさに日本固有の知的・文化的資産です。特許権や著作権のように法律で保護されるものではありませんが、広い意味での知的財産に他なりません。

そこで、平成17年3月、知的財産戦略本部コンテン

ツ専門調査会日本ブランドワーキンググループでは、食文化を始め地域ブランドやファッション等の我が国の優れたライフスタイルやその背景にある文化について、海外へ積極的な発信を行うと同時に、「国民自身が再評価し振興に努めていく」ことにより、「日本ブランド」を構築することが国家戦略上重要、とする報告書を取りまとめました。その具体策の1つとして、「国民運動として食育を推進し、国民の食生活の改善、食やその背景にある文化に関する理解の向上を図る」ことが盛り込まれました。

この提言を受け、平成17年度より、政府は食文化を含む「日本ブランド」を知的財産立国という国家戦略の中に位置付け、その具体的な対応策として、食育推進会議等の食文化に関係する政府機関や、民間主導の取組とも連携を図りながら、食文化の継承のための活動を推進することとしています。

ライフスタイルを活かした日本ブランド戦略



「知的財産推進計画2006（2006年6月8日知的財産戦略本部決定）」より